

第10章 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

1 現行計画について

(1) 現行計画における目標

社会的養護環境下からの自立支援については、退所後からの支援実施ではなく、インケアからリビングケア、アフターケアを通じた切れ目のない支援体制を構築し、適切な支援を提供する必要があることから、国における制度構築や法整備の状況を見据えつつ、引き続き現行事業を確実に実施しつつ、自立に向けた支援を行っていくこととした。

【目標】

各年度末における、施設等から年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除されたすべての者に対し、継続支援計画が策定された率について、100%を維持。

(2) 直近の取組結果

・「児童自立生活援助事業」

令和5年度まで、「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）」として、義務教育終了後に児童養護施設等を退所して就職することも等を対象に、共同生活する住居を提供し、生活設計や就労に関する相談、日常生活上の援助及び生活指導を行うことにより、社会的自立を促進することを目的として実施してきた。

令和4年6月の児童福祉法の改正に伴い、令和6年度から、20歳までといった年齢制限がなくなるとともに、事業実施場所についても児童養護施設等や里親・ファミリーホーム等に拡充されたことにより、児童の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整を踏まえたうえで、児童がこれまで生活していた里親や施設等において、より継続的な支援を受けやすくなった。

また、自立に向けた支援をより効果的に実施していくために、本人やこども相談センター職員、里親や施設職員などの支援に関わってきた者等による自立生活援助会議を定期的に関催し、自立生活援助計画票作成や見直しを行っている。

なお、法改正に伴う当事業の拡充実施により、これまで実施していた社会的養護継続支援事業、就学者自立生活援助事業は廃止となった。

・継続支援計画（※）の策定率

こども相談センターに自立支援コーディネーターを配置し、児童自立生活援助事業利用者に対してのみならず、施設等から就労や進学等により退所、委託解除、援助の実施を解除されたすべての者を対象とし、当事者を交えた継続支援会議を開催し、継続支援計画を策定するとともに、自立に関する助言や情報提供を行ってきた。

あわせて、自立支援コーディネーターは、施設等に在籍する中高生に向けて、将来の進学や就労自立に関する助言・情報提供も行ってきた。

継続支援計画の策定率は、令和4年度 100%（策定件数 79 件）、令和5年度 100 %（策定件数 84 件）となっている。

※令和6年度の児童福祉法改正により、継続支援会議は自立生活援助会議、継続支援計画は自立生活援助計画に名称を改めた。

・施設退所児童自立支援

児童養護施設及び児童心理治療施設・母子生活支援施設等に退所前の自立支援及び退所後のアフターケアを担う専任の自立支援担当職員を配置し、継続的に退所児童の状況把握を行い、適切な支援を実施してきた。

また、里親及びファミリーホームの児童に対しては、令和5年度まではこども相談センター里親子包括支援室に配置した生活相談支援担当職員が自立支援を行っていたが、令和6年度からはフォスタリング機関への委託業務に自立支援にかかる業務も加え、委託中から委託解除後に向けての一貫した支援を実施している。

・「社会的養護自立支援拠点事業」（施設退所児童等社会生活・就労支援事業）

施設等の退所予定者を対象に、大阪府・堺市とともに（福）大阪児童福祉事業協会に委託し、社会生活で必要な知識の習得や生活技能の習得等必要な訓練や見守り、就業支援などの支援を行っている。

（3）令和6年度末時点での目標達成見込み

（2）の取組により、目標は達成できる見込みであり、達成の要因としては次のように考えている。

目標	達成の見込み	要因分析
各年度末における、施設等から年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除されたすべての者に対し、継続支援計画が策定された率について、100%を維持	達成見込み	それぞれの場面で、関係機関と連携しながら、継続支援会議を開催し、計画の策定を行う取組を実施してきた。

2 資源等に関する地域の現状（②社会的養護経験者等の自立に向けた取組について）

（1）策定要領に示された資源の必要量等

- ①児童自立生活援助事業の実施個所数（Ⅰ～Ⅲ型それぞれの入居人数）
- ②社会的養護自立支援拠点事業の整備個所数
- ③社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制の整備

(2) 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

資源	現在の整備・取組状況 (令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等 (令和11年度末時点)
①	実施個所数及び入居人数 ・Ⅰ型 6ヶ所 38人 ・Ⅱ型 4ヶ所 8人 ・Ⅲ型 8ヶ所 12人	実施個所数及び入居人数 ・Ⅰ型 6ヶ所 38人 ・Ⅱ型 5ヶ所 10人 ・Ⅲ型 11ヶ所 15人
②	整備個所数 1ヶ所	整備個所数 1ヶ所
③	連携体制の整備について検討中	関係機関との連携体制を整備

3 計画期間における整備・取組方針等

① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

(1) 基本的な考え方

社会的養護経験者等は措置解除後も自らの家庭からの支援が見込みづらいことや、自立にあたって困難を抱えることが多いことから、円滑に自立生活を営むことができるよう、施設退所後も、必要がある限り継続して支援を行うこと（アフターケア）が重要である。

このためには、社会的養護経験者等の状況を把握する必要がある。措置解除後から途切れなく必要な支援を行うだけでなく、一度自立した後に困難に直面した場合や、社会的養護経験者だけではなく虐待等の経験がありながらもこれまで公的支援に繋がらなかった者についても支援に適切につなぐことが必要である。

(2) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み	26人	27人	29人	33人	36人

(3) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握についての取組方針

大阪府、堺市と共同で、児童相談所、各施設、自立支援拠点事業所等の関係機関との連携体制を整備し、社会的養護経験者等の実態把握に努めるとともに、自立支援のあり方等について、検討を進めていく。

② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

(1) 基本的な考え方

令和6年度からは、児童福祉法の改正に伴い、従来の自立援助ホームを児童自立生活援助事業Ⅰ型、児童福祉施設等で行う当事業を児童自立生活援助事業Ⅱ型、ファミリーホームや里親で行う当事業を児童自立生活援助事業Ⅲ型として、事業が拡充されている。また、

社会的養護自立支援拠点事業が創設され、社会的養護経験者等への自立支援の重要性がより一層明確となっている。

本市においては、こういった国の方針等を踏まえ、児童自立生活援助事業を実施するとともに、令和6年度より大阪府、堺市と合同で社会的養護自立支援拠点事業を実施している。計画期間においても、これらの内容を適切かつ積極的に推進していく。

(2) 資源の整備・取組方針

- ①児童自立生活援助事業の利用を希望する児童等が適切に支援に繋がるように事業実施箇所数を整備する。
- ②事業の実施経過を踏まえ、大阪府、堺市とも連携しながら、社会的養護自立支援拠点事業を実施していく。
- ③社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制について、大阪府、堺市と連携して整備する。

(3) 年度ごとの整備目標

次の資源について、年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童自立生活援助事業 の実施箇所数(I～Ⅲ型 それぞれの入居人数)	(Ⅰ型)	6ヶ所 38人	6ヶ所 38人	6ヶ所 38人	6ヶ所 38人	6ヶ所 38人
	(Ⅱ型)	5ヶ所 10人	5ヶ所 10人	5ヶ所 10人	5ヶ所 10人	5ヶ所 10人
	(Ⅲ型)	9ヶ所 13人	9ヶ所 14人	11ヶ所 15人	11ヶ所 15人	11ヶ所 15人
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所